

10. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二章 介護予防訪問介護	第二章 介護予防訪問介護
（訪問介護員等の員数）	（訪問介護員等の員数）
第五条 （略）	第五条 （略）
2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下の表において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
3 前項の利用者の数は、前二月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	
4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものをもつて充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。	
5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第五条第一項及び第六項に規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（地域との連携）	（地域との連携）
第二十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護に關する利用者からの苦情に關して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならぬ。	第二十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護に關する利用者からの苦情に關して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
第三章 介護予防訪問入浴介護	第三章 介護予防訪問入浴介護
（準用）	（準用）
第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで	第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで

四条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条、第一百一条、第一百四条、第一百五条、第一百二十八条並びに第四節（第一百三十五条第一項及び第一百四十二条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容」、「当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百四十二条第一項第一号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百八十五条」と、第一百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第一百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定期間入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十二条（略）

（略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

四条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十五条、第三十六条、第五十二条、第一百二条、第一百四条、第一百五条、第一百二十八条並びに第四節（第一百三十五条第一項及び第一百四十二条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容」、「当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百四十二条第一項第一号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百八十五条」と、第一百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定期間入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十二条（略）

（略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条（略）

（略）

一 介護予防福祉用具貸与計画

二五六（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針）

第二百七十八条（略）

（略）

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行いうるものとする。

三五六（略）

（削除）

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条（略）

（略）

一五（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針）

第二百七十八条（略）

（略）

（新設）

二五（略）

六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されることとともに、当該利用者に係る担当職員（指定介護予防支援等基準第一条に規定する担当職員をいう。）により、必要に応じて隨時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載され

- (介護予防福祉用具計画の作成)
- 第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成するものとする。なお、指定特定介護予防福祉用具版紙の利用がある場合は、第二百九十九条第一項に規定する特定介護予防福祉用具版紙計画と一緒にとのとして作成しなければならない。
- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならぬ。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」といふ。）を行なうものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならぬ。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行なうものとする。
- 8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉

以上に必要な措置を講じるものとする。

(新設)

用具貸与計画の変更について適用する。

(準用)

第二百八十条 第八条から第十四条まで、第六十条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第三十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十四条の二から第三十六条まで、第五十五条並びに第七百一条第一項及び第二項並びに第一節、第二節（第二百六十六条を除く。）、第三节、第四节（第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二百六十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容」、当該指定介護予防訪問介護について法定第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七百二十二条第一項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第二項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具版紙

(記録の整備)

(準用)

第二百八十条 第八条から第十四条まで、第六十条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第三十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十五条、第三十六条、第五十五条並びに第七百二十二条第一項及び第二項並びに第一節、第二節（第二百六十六条を除く。）、第三节、第四节（第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二百六十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第七百二十二条第一項「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容」、当該指定介護予防訪問介護について法定第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七百二十二条第一項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第二項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具版紙

(記録の整備)

2 第一百八十八条 (略)

(略)

1 〔一〕 特定介護予防福祉用具販売計画
1 〔二〕 五 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九十九条 (略)

1 〔一〕 (略)

1 〔二〕 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

1 〔三〕 五 (略)

(削る)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百九十九条 福祉用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成するものとする。なお、指定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一緒にして作成しなければならない。

2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説

4 明し、利用者の同意を得なければならない。

福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

2 第一百八十八条 (略)

(新設)

1 〔一〕 四 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九十九条 (略)

1 〔一〕 (略)

(新設)

1 〔二〕 四 (略)

五 介護予防サービス計画が作成されていない場合は、施行規則

第九十条第一項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(新設)